

議案第 6 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を別紙のとおり整備する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀山市情報公開条例の一部改正)

第1条 亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき。」を「する場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第19条第4項中「又は決定」を削り、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、

「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1項中「不服申立ての」を「審査請求について」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（亀山市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第23条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て等（以下「不服申立て」という。）」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定、裁決等」を「裁決」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第17条第1項の決定又は第14条第1項の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第24条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改める。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第3条 亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 亀山市職員退職手当支給条例(平成17年亀山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(亀山市税条例の一部改正)

第5条 亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 亀山市消防団員等公務災害補償条例(平成17年亀山市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第32条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(亀山市行政手続条例の一部改正)

第8条 亀山市行政手続条例(平成19年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第7条の規定による改正後の亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、この条例の施行の日前になされた処分に係る不服申立てに関する報告については、なお従前の例による。